

**2021年度 東京医科歯科大学**  
**「学部学生海外研修奨励賞」による派遣学生募集要項**

**1. 趣旨**

心身共に健全にして学業優秀と認められるとともに、海外研修に意欲を有する学部学生を対象に、海外研修の機会を提供し、豊かな感性と国際性を持つ人材の育成に役立てることを目的とする。

**2. 募集期間**

2020年11月 4日（水）～2020年12月 7日（月）

**3. 派遣対象学生及び派遣予定者数**

2021年 4月 1日現在、各学部学科2年次以上の学生が対象。海外派遣期間は2週間（14日）以上を対象とする。ただし、学業不振により留年した学生を除くものとする。

- |                        |      |
|------------------------|------|
| (1) 医学部医学科             | 6名以内 |
| (2) 医学部保健衛生学科看護学専攻     | 2名以内 |
| (3) 医学部保健衛生学科検査技術学専攻   | 1名以内 |
| (4) 歯学部歯学科             | 3名以内 |
| (5) 歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻 | 1名以内 |
| (6) 歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻  | 1名以内 |

**4. 奨励金**

20万円～（派遣日数ごとに加算） ※上限50万円

**5. 奨励金支給方法**

派遣学生として決定した後、航空券の控え及び受入機関による受入許可書等から派遣日数を換算し、定められた奨励金支給金額を本人名義の銀行等の預金口座に入金する。

※独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）奨学金（以下、「JASSO 奨学金」という。）の受給対象学生（主に大学主催プログラム参加学生）については、支給予定額が JASSO 奨学金及び本奨励金それぞれからの支給となる（本奨励金からの支給は、支給予定金額と JASSO 奨学金支給可能額との差額となる）。なお、この場合本奨励金と JASSO 奨学金の支給時期は異なる。詳細については、担当事務に確認のこと。

**6. 応募の手続き**

募集期間内に、下記に示す申請書類をメールに添付(ossu@ml.tmd.ac.jp)して提出すること。申請書類等は、Webclass または本学ホームページからダウンロードが可能。

**【WebClass】**

EAR19010 学生派遣係

>>1.【全学部・院生共通】海外渡航・派遣学生 確認必須項目

>>5.海外研修奨励賞情報（募集要項・応募書類）

**【本学ホームページ】**

[http://www.tmd.ac.jp/international/prospective/66\\_5e6ec8fea2793/index.html](http://www.tmd.ac.jp/international/prospective/66_5e6ec8fea2793/index.html)

**【応募申請提出書類】**

- (1) 学部学生海外研修奨励賞 応募用紙（様式1）  
※応募理由・研修計画概要は日本語で、研修目的は英語で作成すること。
- (2) 海外研修機関長からの受入承諾に関する書類（受入承諾書等）
- (3) 英語コミュニケーション能力試験スコア（TOEFL、TOEIC 他）※控え可

### 【応募についての注意点】

- (1) 海外研修期間等が未定の場合は、〈予定〉と明記の上、正式に決定し次第、更新して提出すること。変更があった場合においても同様とする。  
※応募申請時の計画書記載からの大幅な期間変更は、認められない場合がある。
- (2) 申請時に海外研修機関長からの受入承諾に関する書類（受入承諾書）が無い場合は、受入について交渉状況のわかるものでよい。その場合、正式な受入承諾書は受け取り次第必ず提出すること。
- (3) 英語コミュニケーション能力試験は、受験２年以内（２０１８年１２月以降）のものとする。

### 7. その他

- (1) 出国は、原則２０２１年度内とするが、天災その他やむを得ない事情により２０２１年度内の渡航が困難な場合は卒業する年度まで期間の延長を認める。（ただし、卒業までに帰国して報告書類を提出すること。）
- (2) コロナ状況下を踏まえて、派遣時に大学が海外への学生派遣を認めている場合に限り渡航可能とする。航空券等を購入する前に担当事務に海外渡航の可否について確認すること。本学の対応は「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う本学の対応」を参照のこと。  
(<https://www1.tmd.ac.jp/others/soumusoumu/soumu/cov/index.html>)  
また、派遣が決定した後でも、各派遣先の所在国及び周辺国の治安状況、国際情勢等（外務省が発出する国・地域別の海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）等に基づく）によって、渡航の延期、中止、途中での帰国を命ずることがある。詳細は、「学生の海外渡航に関する安全管理指針について」を参照のこと。また、その場合の旅費及び手数料等は、原則自己負担となる。  
([http://www.tmd.ac.jp/campuslife/abroad/9\\_59ccb0f63b87d/index.html](http://www.tmd.ac.jp/campuslife/abroad/9_59ccb0f63b87d/index.html))
- (3) 下記担当が実施する、海外渡航事前オリエンテーションに参加すること。（別途日時指定）
- (4) 渡航期間や航空券手配を決定する際には、**必ず事前に日数等の確認のため下記担当に相談すること**。なお、応募申請時の計画書記載からの大幅な期間変更は、認められない場合がある。
- (5) 航空券の控え及び受入機関による受入承諾書等の派遣期間の確認ができた後、支払い手続きとなるため、渡航前に奨励金を支給できない場合もある。
- (6) 派遣決定後、緊急連絡先調査表等必要書類の提出等を進めること。（詳細は追って連絡）  
また、渡航にあたり、OSSMA（留学生危機管理サービス）及び海外旅行保険加入は必須（自己負担）とする。他、必要に応じてワクチン接種、ビザ申請等、自身の責任で行うこと。
- (7) 渡航後、別に定める海外研修報告書等必要書類を、帰国後１ヶ月以内に提出すること。また、アンケート調査への回答、及び広報雑誌関連等への掲載、大学説明会等への参加や、後輩学生への情報提供等、積極的に大学の教育に協力すること。
- (8) 海外留学にかかる手続き全般については、下記担当と主にメールでのやりとりになる。メールボックスはこまめに確認し、所定の事務手続き等への速やかな対応、及び海外滞在時の連絡等が滞ることのないようにすること。

\*\*\*\*\*

担当事務（関係書類の提出及び問い合わせ先）：

国際交流課 学生派遣係（１号館西４階）

TEL：03-5803-4758（内線：7013）

E-mail：ossu@ml.tmd.ac.jp